

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.001

処 分 名	道の駅「庄和」の使用許可の取り消し
処 分 の 概 要	道の駅「庄和」を使用しようとする者が条例などに違反したときは、市長（指定管理者が管理している場合は、指定管理者）がその使用の許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年 6 月 22 日条例第 130 号）第 8 条
処 分 基 準	◎春日部市道の駅「庄和」の使用の許可の取り消しは、当該施設の使用が次の(1)から(4)の要件のいずれかに該当する場合に行うことができます。また、市は、使用者がこの規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負うことはありません。 (1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (3)職員の指示に従わないとき。 (4)その他管理上支障があるとき。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 22 日
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市道の駅「庄和」条例

第 8 条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

■春日部市公共施設の暴力団当排除に関する条例 第 3 条

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.002

処 分 名	道の駅「庄和」の入館の制限
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の道の駅「庄和」への入館を制限することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年条例第 17 号）第 11 条
処 分 基 準	道の駅「庄和」への入館を制限することがあります。 道の駅内の秩序を乱すおそれがあるとき。 ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 22 日
備 考	・ ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/

■春日部市道の駅「庄和」条例

第 11 条 市長は、道の駅内の秩序を乱すおそれのある者の入館を禁止し、又は乱す者に対し、退館を命ずることができる。

根拠条例及び
関係条例等の抜粋